

シルバー派遣事業のしくみ

会員（派遣労働者）

- 派遣就業を希望するシルバー人材センター会員は、派遣労働会員として登録します。
- 派遣労働登録会員は、長野県シルバー人材センター連合会と労働契約を結び、労働契約に基づき就業します。
- 就業の範囲は次のとおりです。

臨時的かつ短期的な就業
(概ね月10日以内)
又は
その他軽易な業務に係る就業
(概ね週20時間を超えないもの)

- 派遣先の指揮命令を受けて就業します。
- 働いた対価は、長野県シルバー人材センター連合会から「賃金」として支払います。
- 労災保険の適用はありますが、社会保険(健康保険・厚生年金保険)及び雇用保険の適用はありません。
- 派遣就業になじまないと判断される場合は、就業をやめていただくことがあります。
- 受託事業、派遣事業双方で就業することができます。
- 6か月間継続勤務した派遣会員は、年次有給休暇を取得できます。

指揮命令

雇用関係

派遣契約

長野県シルバー人材センター連合会
(派遣元) 各実施事業所

賃金支払

派遣料金

事業主（派遣先）

- 職業能力等、適性を満たした会員を派遣します。対応できる会員がない場合は、派遣出来ない場合もあります。
- 危険、有害と判断される業務には応じられません。
- 派遣できる業務には、適用除外業務(※1)や派遣期間の制限(※2)があります。
- 派遣労働会員は、派遣先の指揮命令を受けて業務にあたります。
- 事前の面接や履歴書の送付の要請等、会員を特定する行為は労働者派遣法により禁止されています。
- 派遣利用料金は、長野県シルバー人材センター連合会にお支払いいただきます。
- 派遣会員の故意、または重大な過失により生じたもの以外、法律上の賠償責任は長野県シルバー人材センター連合会に発生しません。

※1：湾岸運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係業務には派遣できません。

※2：労働者派遣法の改正(平成27年9月30日施行)により、すべての業務に対する派遣期間に次の制限が適用されます。

①派遣先事業所単位の期間制限

同一の派遣先の事業所に対し、派遣できる期間は、原則3年が限度となります。

②派遣労働者個人単位の期間制限

同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位に対し派遣できる期間は、原則、3年が限度となります。

◎期間制限の例外

60歳以上の方等は、例外として、上記期間制限の対象外となります。